

告示

埼玉県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
八潮駅前よつば耳鼻咽喉科 医療法人社団 斐翔会 ふたむら内科 クリニック	八潮市大瀬一―二―二SKビル 三F 鴻巣市天神四―六―三五	平成三十年十月三十一日 平成三十年十二月三十一日
堀江医院 医療法人社団 圭仁会 ぎんなんクリニック	所沢市小手指町三―一―一六 狭山市入間川二―六―二二 第二甲田ビル三F	平成二十七年十一月三十日 平成三十一年一月三日
本田胃腸・内科クリニック	新座市馬場一―四―一七	平成三十年十月七日
はすだセントラルクリニック	蓮田市黒浜六七八	平成三十年十二月三十一日
うえだ歯科医院	春日部市南一―九―四七	平成三十年十二月三十一日

あおぞら薬局	わかば薬局 新座店	あい薬局	グラム調剤薬局 狭山店	あおい薬局	藤井歯科医院	籠原COCO歯科 医院	医療法人 互恵会 かみの歯科医院	町田歯科クリニック	戸田サクラ歯科	アピタ歯科医院
吉川市高富二―一〇―二〇	新座市馬場一―四―一七	本庄市東台四―一―二三	狭山市入間川二―六―二三第二甲田ビル一階	春日部市下柳一四二九―八	北本市東間一―五九山ロビル一F	熊谷市籠原南二―三一―一	熊谷市上之一九八〇―四	狭山市中央二―一―マルエツ入間川店二階	戸田市上戸田四―一〇―七―一〇二	鴻巣市袋九〇―一アピタ吹上店一階
平成三十年十二月三十一日	平成三十年十二月三十一日	平成三十年十二月三十一日	平成三十年十二月二十九日	平成三十年十二月三十一日	平成三十年十二月三十一日	平成三十年四月一日	平成三十一年一月十七日	平成二十八年一月三十一日	平成三十年十二月三十一日	平成三十一年一月十五日

二 指定施術機関

氏名	升 幸子	會田 信幸	堀 桂子	堀 純
住所				
施 術 所	名称	升 整 骨 院	まごころ治療院	まごころ治療院
所 在 地	所在地	所沢市西狭山ヶ丘 一―二四三四―六	東京都葛飾区堀切 四―一〇―三坂田 ビル―F	さいたま市大宮区 桜木町二―三二四 ―一松本ビル四F
廃止年月日	平成三十一年一月 一日	平成二十八年十二 月三十一日	平成三十年十二月 三十一日	さいたま市浦和区 領家五―一二―一 八ブナサワビル二 階二〇二号室 平成三十年十二月 三十一日